

国際希少野生動植物種の流通規制の現状

1. 国際希少野生動植物種の流通規制の概要

種の保存法の沿革

種の保存法の概要

ワシントン条約と種の保存法の関係 1

ワシントン条約と種の保存法の関係 2

譲渡し等の規制について

国際希少野生動植物種の登録制度について

登録後の規制について

原材料器官等について

特定器官等について

象牙の流通管理について

罰則について 1

罰則について 2

2. 附帯決議 抜粋

附帯決議の抜粋

3. 運用状況

譲渡し等の許可等の状況

登録等の状況(H5～H28/5)

種の保存法違反の検挙の状況

種の保存法関係の裁判例

4. 参考 他法令での個体識別措置の状況

1 - 種の保存法の沿革

我が国の絶滅危惧種の保全制度は、二国間渡り鳥条約やワシントン条約に対応するための譲渡規制に重点を置いたものから、国内の絶滅危惧種の保全も含めた体系的な制度に見直し。

昭和47年 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の制定

- ・特殊鳥類の譲渡及び輸出入の禁止

昭和62年 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律の制定

- ・国際取引により絶滅のおそれのある種について、譲渡等及び陳列を禁止
- ・商業目的で繁殖された個体の登録

平成4年 種の保存法の制定

- ・国内及び国外の絶滅危惧種の保存を図る体系的な制度を整備。

特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律及び絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡規制等に関する法律は廃止。

平成6年 種の保存法の改正

- ・器官及び加工品の規制を追加
- ・原材料器官等に係る事前登録制度
- ・特定国際種事業の創設
- ・適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の創設
- ・指定認定機関の創設

平成15年 種の保存法の改正

- ・指定認定機関を登録機関に改正
- ・登録機関の申請対象の拡大、要件の明確化

平成25年 種の保存法の改正

- ・罰則の引き上げ
- ・広告の禁止
- ・登録票の変更、書換交付等の新設

1 - 種の保存法の概要

【法律の目的】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、
生物多様性の確保、良好な自然環境の保全

国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

(我が国に生息する希少種の保護)

- ✓ レッドリストの作成
- ✓ レッドデータブックの作成

(外国産の希少種の保護)

- ✓ ワシントン条約
- ✓ 二国間渡り鳥等保護条約(協定)

種の保存法における規制等の概要

国内希少野生動植物種 (175種)

- ✓ 個体等の取扱規制
 - 捕獲等の禁止
 - 販売目的の広告・陳列の禁止
 - 譲渡し等の禁止
 - 輸出入の禁止
- ✓ 生息地等保護区の指定
 - 9地区指定 (885.48ha)
- ✓ 保護増殖事業の実施
 - 63種・亜種に関する計画策定

国際希少野生動植物種 (688分類群+133種)

- ✓ 個体等の取扱規制
 - 販売目的の広告・陳列の禁止
 - 譲渡し等の禁止
 - 輸出入時の承認義務付け

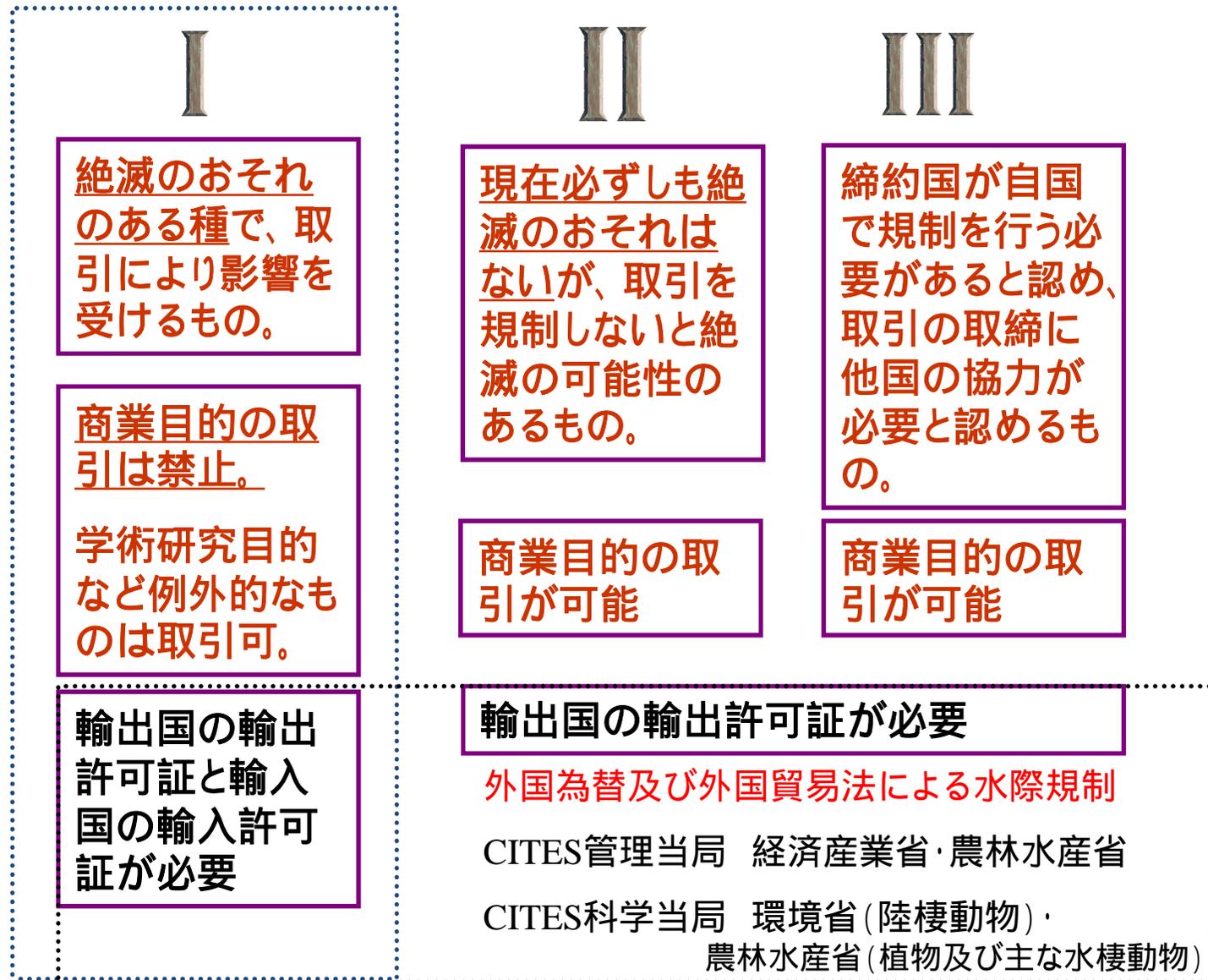
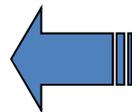
例外的に譲渡し等が可能な場合

- ✓ 環境大臣の登録を受けた場合
- ✓ 象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合

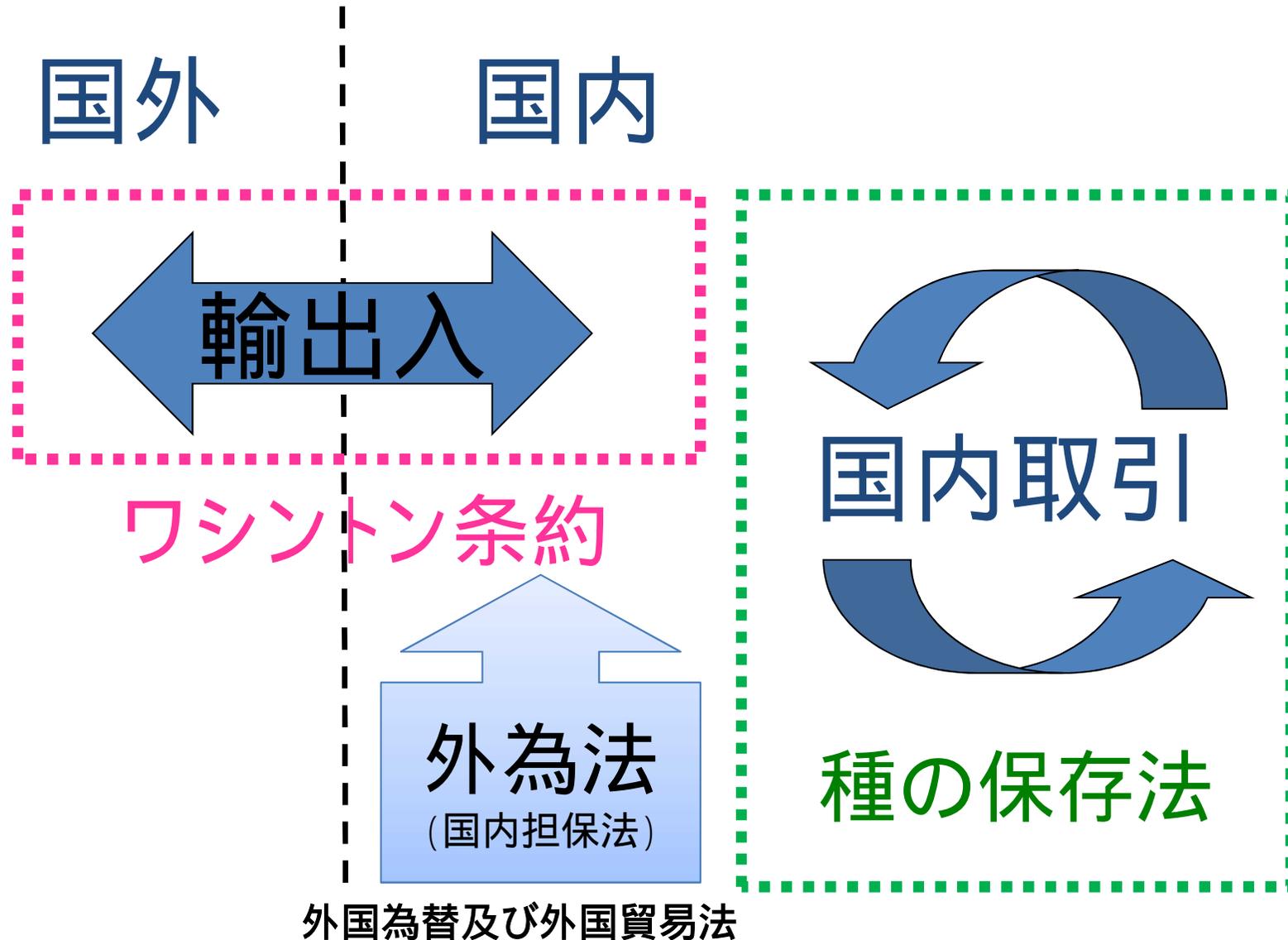
1 - ワシントン条約と種の保存法の関係 1

ワシントン条約: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

水際規制
だけでなく
種の保存
法により
国内取引
規制を
実施

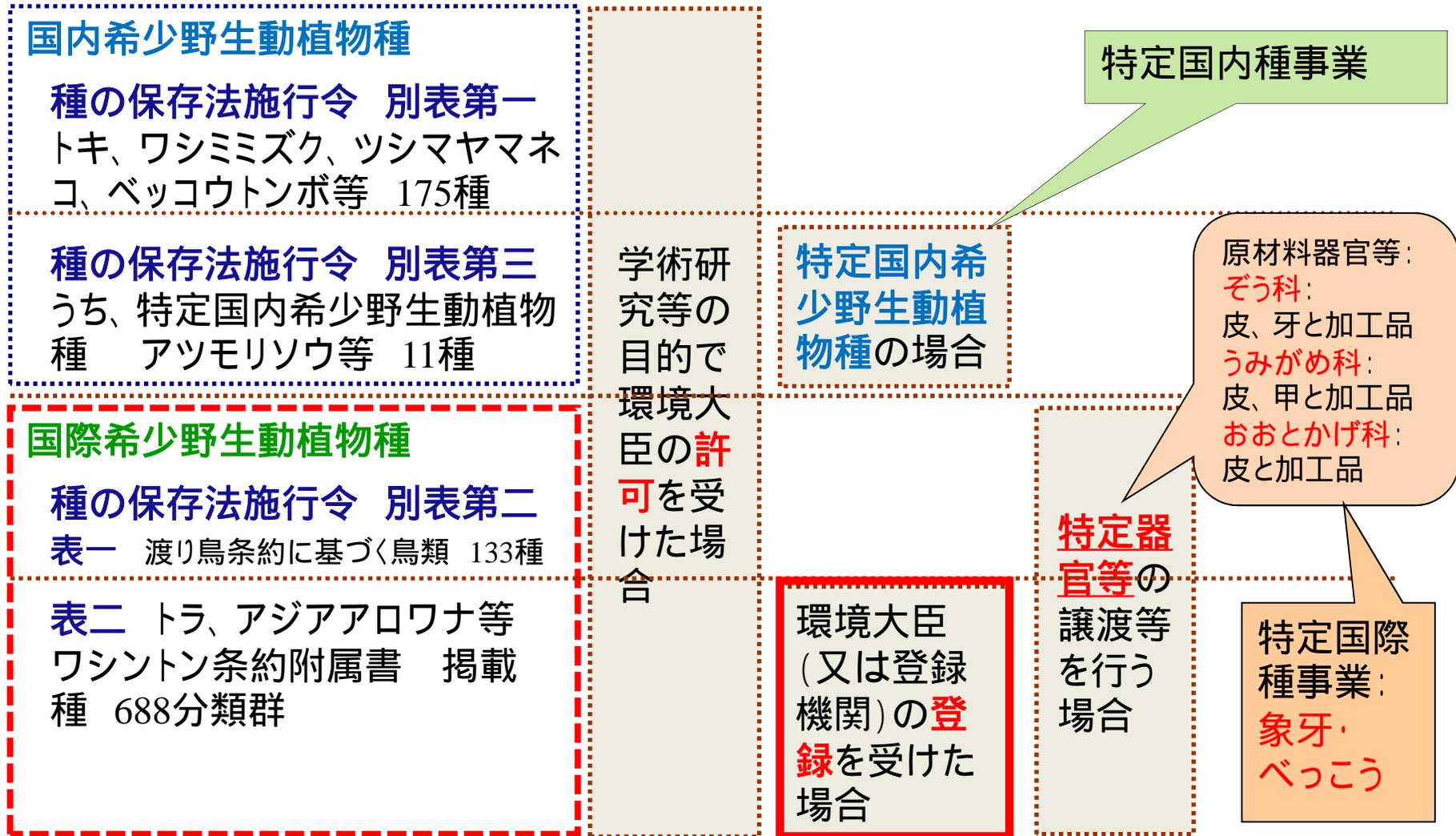


1 - ワシントン条約と種の保存法の関係 2



1 - 譲渡し等の規制について

【譲渡し等ができる場合の概要】



特定器官等：原材料器官及びこれらの加工品のうち、器官の全形を保持していないもの

1 - 国際希少野生動植物種の登録制度について

種の保存法施行令 別表第二

表二 トラ、アジアアロワナ等

ワシントン条約附属書 掲載種

登録の要件(施行令第4条)

適法に輸入された個体等

- ・条約適用前取得
- ・関税法による許可を受けた輸入
(CITES登録繁殖施設での繁殖個体等)

日本国内で繁殖した個体等

以後、登録票とともに移動



国際希少野生動植物種登録票	
(個体 個体の加工品 個体の器音 個体の器音の加工品)	
登録記号番号 第 000-000000 号	
種名	マダガスカルホシガメ
区分又は名称	生体
登録時 (平成26年 6月 日)	体長 XXXXXXX 体重 3.5kg 雌雄の別 不明 年齢 XXXXXXX 背甲長 30.5cm 背甲幅 25.0cm
備考	規制適用日(昭和55年11月4日) より前に取得された個体
00000-0000	
平成26年 6月 2日交付	
一般財団法人 自然環境研究センター 理事長	



登録機関:

(一財)自然環境研究センター

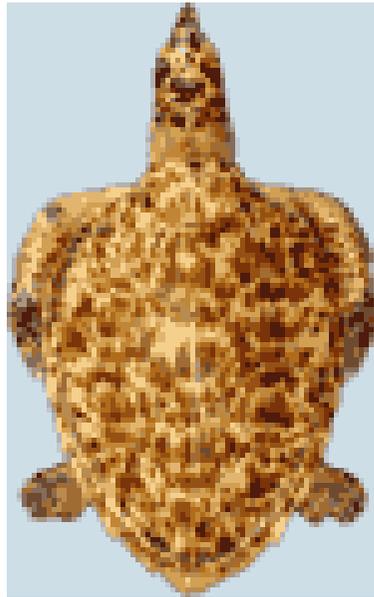


マダガスカルホシガメ
Astrochelys radiata

1 - 登録後の規制について

- 個体等の譲渡し等は、登録票とセットで行うことが必要(法第21条第3項、第4項)
- 販売目的の陳列には、登録票を備え付ける(法第21条)
- 販売目的の広告には、登録等を受けていること、登録記号番号を表示する(法第21条第2項、規則第11条の3)
- 譲受け、引取りをした者は、30日以内に環境大臣に届出が必要(法第21条第5項)
- 占有者の氏名及び住所が変わった場合は30日以内の届出が必要(法第20条第9項)
- 登録に係る個体等を占有しないこととなった場合等は30日を経過する日までの間に環境大臣に登録票を返納が必要(法第22条)

1 - 原材料器官等について



ウミガメの皮、甲（全形を保持したもの）



生牙（全形を保持したもの）



彫牙（全形を保持したもの）

譲渡し等及び販売・頒布目的での陳列にあたっては登録票が、
広告にあたっては登録記号番号等の表示が必要

1 - 特定器官等について

特定器官等: 原材料器官及びこれらの加工品のうち、
器官の全形を保持していないもの



象牙のカットピースや端材



ウミガメ科の甲

***譲渡し等及び陳列・広告に係る規制の
対象外**



オオトカゲ科の皮

1 - 象牙の流通管理について

正当な権原に基づく占有者



製造業者



卸売・小売り業者

登録

経済産業省・環境省
への特定国際種事
業の届出

製品の認定
(標章(シール)を交付)

1 - 罰則について 1

違法な捕獲等、譲渡し等、輸出入

【H25改正前】

行為者：1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

法人：100万円以下の罰金



【H25改正後】

行為者：5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

法人：1億円以下の罰金

(法第57条の2、第65条第1号)

販売目的の「陳列」と「広告」

【H25改正前】

行為者：6ヶ月以下の懲役
又は50万円以下の罰金

法人：50万円以下の罰金



【H25改正後】

行為者：1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

法人：2,000万円以下の罰金

(法第58条第2号、第65条第3号)

1 - 罰則について 2

不正の手段による登録

行為者：1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(法第58条第3号)

登録票の返納

行為者：30万円以下の罰金
(法第63条第6号)

登録票の譲受け又は引受け 後の届出

行為者：30万円以下の罰金
(法第63号第6号)

2 附帯決議 抜粋

四

4 国際希少野生動植物種の個体等の登録制度において、**個体等識別情報をマイクロチップ、脚環、ICタグ等によって全ての個体等上へ表示するとともに、登録票上へもICタグ等により表示することによって、登録票の付け替え、流用を防止する措置、並びに登録拒否、登録の有効期間の設定及び登録抹消手続の法定を検討すること。**

3 - 譲渡し等の許可等の状況

譲渡し等の許可件数(国内種含む)(H18～H27年度)

全体 1789件

上位3種	レッサーパンダ	179件
	フンボルトペンギン	118件
	ワオキツネザル	78件

譲渡し等の届出件数(国内種含む)(H18～H27年度)

全体 1043件

上位	フンボルトペンギン	35件
	チンパンジー	26件
	ジャイアントパンダ	24件

届出対象: 大学における教育又は学術研究

博物館法の博物館又は博物館相当施設における繁殖又は展示
非常災害のために必要な応急処置 等の場合

3 - 登録等の状況(H5 ~ H28/5)

個体

登録されている分類数	136		
登録数	262,455	(返納数 7,633)	
上位3種	アジアアロワナ	254,611	(返納数 6,612)
	クモノスガメ	1,042	(返納数 73) H17登録開始
	ビルマホシガメ	770	(返納数 12) H25登録開始

個体の加工品 (主に剥製)

登録されている分類数	48		
登録数	4,108	(返納数 415)	
上位3種	オオカミ	1,339	(返納数 11)
	ウンピョウ	448	(返納数 41)
	ヒョウ	431	(返納数 30)

注:本データは、H25の法改正で登録の区分が変更されたのに合わせて、H25以前のデータに改正後の区分を便宜的に当てはめて集計したもの。そのため区分毎の登録数は必ずしも正確な数字ではない。

3 - 登録等の状況(H5 ~ H28/5)

器官

登録がされている分類数	24
登録数	33,660 (返納数 18,366)
上位3種	
アフリカゾウ	26,267 (返納数 12,449)
インドオトカゲ	6,800 (返納数 5,829)
アカオオトカゲ	200 (返納数 0)
クロサイ	200 (返納数 1)

器官の加工品

登録がされている分類数	21
登録数	16,360 (返納数 36)
上位3種	
ベンガルヤマネコ	12,892 (返納数 25)
ビクーナ	3,028 (返納数 11)
ヒョウ	124 (返納数 0)

注:本データは、H25の法改正で登録の区分が変更されたのに合わせて、H25以前のデータに改正後の区分を便宜的に当てはめて集計したもの。そのため区分毎の登録数は必ずしも正確な数字ではない。

3 - 種の保存法違反の検挙の状況

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	件数	人員								
合計	23	42	21	38	17	26	22	41	32	46
捕獲等の 禁止違反	7	10	2	5	0	0	4	8	1	1
譲渡し等の 禁止違反	12	28	13	26	11	19	14	27	23	38
輸出入の 禁止違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陳列広告の 禁止違反	2	3	6	7	3	4	2	2	8	7
その他の 違反	2	1	0	0	3	3	2	4	0	0

犯罪統計による。

3 - 種の保存法関係の裁判例

【事例1】

スローロリスを虚偽の申請により不正に登録。その後、虚偽の申請をしたAは種の保存法違反で逮捕された。当該個体の不正による登録は取り消されたが、この個体を購入していたB氏より、登録取消処分を取り消しと損害賠償を求めた裁判が行われた。

【事例2】

違法に輸入したシャムワニの剥製を、ネットオークションで違法に販売し、種の保存法等違反で逮捕された。当該個体は、他種との交雑種であるから、種の保存法の規制の適用外だとして裁判が行われた。

4 参考 他法令での個体識別措置の状況

鳥獣保護管理法

- ・鳥獣保護管理法の許可を受けて捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣48種以外)を飼養する際には、飼養登録していることを明らかにするため、標識(鳥類は脚環装着、哺乳類は飼養する容器に登録票添付)により識別措置を実施する。
- ・特定輸入鳥獣(鳥類21種)を輸入した際には、速やかに輸入された特定輸入鳥獣が適法に輸入されたものであることを示す標識(脚環)の交付を受け当該特定輸入鳥獣に装着する。

外来法

- ・特定外来生物(110種類)について、飼養等の許可を受けていることを明らかにするため、マイクロチップ、タグ・脚環、標識・写真の掲示等、生物に応じて技術的に可能な方法での識別措置を実施する。

動愛法

- ・動物(哺乳類、鳥類、爬虫類)の所有者は、首輪、名札、マイクロチップ、足環等の装着による所有明示措置を講ずるよう、努める義務がある。
- ・特定動物(約650種)の飼養者は、飼養保管許可を受けていることを明らかにするため、特定動物にマイクロチップ又は脚環の装着等の識別措置を実施し、都道府県等に届出する必要がある。